

令和5年4月11日

保護者 様

成田市立成田中学校
校長 濱谷 昌人

学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行により、平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、別紙「(保護者資料) 合理的配慮の提供について」を参照し、<きりとり>以下の「学校における合理的配慮の提供に係る申出」に必要事項記入、押印の上、学校(学級担任)へお届け願います。

なお、申出いただいた内容については、学校教育活動において児童生徒に必要なか、実施可能か、過度の負担ではないか等について校内で十分検討の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の教育支援計画に明記し、関係機関との連携及び引継ぎに活用いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ < きりとり > ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
学校における合理的配慮の提供に係る申出

※該当する番号に○をつける

- 1. 合理的配慮の提供を求めない。
- 2. 合理的配慮の提供を求める。※以下に具体的な申請内容を記載する。

具 体 的 な 申 出 内 容

※ 4月18日までに担任までご提出願います。

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、本法が施行される平成28年4月1日以降、地方公共団体（公立学校を含む）においては、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が法的義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ③体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

3 学校における合理的配慮例

(参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
 - デジタルカメラ等※による板書撮影
 - ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
- (※データの管理方法等について留意)



病弱のEさん

【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。

